

律令制下の女帝

—元明天皇・元正天皇—

渡部育子

はじめに 古代女帝論の現在

- 一 元明天皇即位の経緯と皇位継承
 - 二 元正天皇即位の経緯と在位中の出来事
 - 三 天平時代の元正太上天皇
- むすびにかえて 古代国家・社会と女帝

はじめに 古代女帝論の現在

わが国古代には推古、皇極（斉明）、持統、元明、元正、孝謙（称徳）の六人八代の女帝がいた。この女帝たちの皇位継承については、日本古代史学界で半世紀以上にわたって議論が積み重ねられてきたが、古代の体系的法典である律令には皇位継承のルールは定められておらず、父系嫡系継承や女

帝中継ぎという概念は王が男性であることを前提として説明されることが多かった。膨大な研究史をあえて一言でいえば、女帝即位については半世紀以上にわたって「中継ぎ」論による説明がなされてきたのである。王権論の視座では、女帝は通常の皇位継承（父系直系の継承）ができない事情があつたときに「つなぎ」として立てられた「中継ぎ」という位置づけになる。中継ぎ論には批判も出されたが、古代女帝は皇位継承を切り口に論じられる場合が多い。

井上光貞氏は、女帝は、皇位継承上の困難な事情があるとき、先帝または前帝の皇后が即位するとした。佐藤長門氏は、中継ぎ概念は王位継承上の文脈でのみ使用されなければならぬ、女帝は中継ぎが本質であるとして新たな女帝中継ぎ論を提示した。坂上康俊氏は、推古以来、皇位継承が円滑に運び

そうにないときに女帝が中継ぎに建てられる慣例があった、文武が死去したとき元明が即位、首皇子（聖武）への本来の中継ぎである元正に譲位したという。このような中継ぎ論に対して、荒木敏夫氏は、性差を前提とするのではなく、一人の大王・天皇として女帝を考察すべきである、皇太子制、讓位制が未成立の七世紀代には中継ぎはない、八世紀には中継ぎ性が認められ、元明・元正は中継ぎとして即位したと批判的に述べた。義江明子氏は、父系嫡系継承や草壁皇統を自明の前提としたのでは奈良時代の皇位継承をめぐる複雑な動きを解明できない、女帝中継ぎ論は近代の男系男子継承の法制化を前提とした学説であることを指摘した。

推古く称徳の古代女帝の即位の事情はそれぞれ異なるが、大宝律令の段階になっても皇位継承の原則は確立していなかった。皇位継承候補者群（血統有資格者）のなかから統治能力、資質（人格）にすぐれた者が群臣たちの承認を得て即位するのが慣例となっていた。系図の上で父系直系（嫡系）継承における「中継ぎ」継承と見られやすいのが元明天皇・元正天皇である。しかし、この二女帝については女帝中継ぎ論では説明できない事実がいくつもあげられる。ここでは古代女帝輩出の理由を皇位継承の問題に求めることが妥当であるのかどうかという疑問を通奏低音に流しながら、この二女帝の即位の経緯と皇位継承の意味を明らかにし、女帝輩出の

政治的・社会的背景について考察してみたい。

1 元明天皇即位の経緯と皇位継承

(1) 元明天皇即位の事情

七世紀末から八世紀にかけての時期に、持統、文武、元明、元正という祖母から孫へ、息子から母へ、母から娘へと皇位継承が行われた。元明天皇は大宝令制下ではじめて即位した天皇である。女帝は律令に定められた法律用語で、養老繼嗣令1皇兄弟子条では「女性天皇」ではなく「女帝」と記され、大宝令にも同様の条文があったと考えられる。すなわち、大宝令では女帝の即位と女帝の子の即位を想定していたということがわかる。元明天皇は文武天皇の遺詔によって即位する形をとっており、息子から母親への継承である。七〇七年に文武天皇が二十五歳で夭逝したのは偶然の出来事であり、持統天皇が亡き息子・草壁皇子の一人息子である孫・軽皇子に譲位した段階で阿閉皇女（元明）即位の可能性が想定されていたとは考えがたい。ただ、文武天皇が崩御した段階で、仮に複数の候補者から誰を推挙するのか問題になったとすれば、女帝の即位を規定した大宝令の条文は意味をもつてくる。

元明天皇はそれまでの女帝、推古、皇極・育明、持統とは

異なり、夫が大王・天皇ではなかった。以下、大王の時代も「天皇」に表記を統一する。オオキサキ経験者ではない女帝のはじめの即位であるが、オオキサキ経験とは何を意味するのか、簡単に言えば天皇の職務見做い、帝王教育がなされるということである。『日本書紀』持統天皇称制前紀に「(天武天皇)二年に立ちて皇后と為りたまふ。皇后、始めより今に迄るまでに、天皇を佐けて天下を定めたまふ。毎に侍執の際に、輒ち言ふこと政事に及し、毘補したまふ所多し」とあるように、統治者として表舞台に立つて経験を積んだことがわかる。王に仕える者に試験があつたのと同じように、王にも試験があり、その試験を経た者が複数の候補者のなかから選ばれ、群臣たちの承認を得たものと考えられる。

阿閉皇女がいつ、王としてのトレーニングを受けたのかということが問題になるが、持統天皇と行動をとにしたことを示す歌が残されている。持統天皇四年(六九〇)九月、持統天皇が紀伊へ行幸したが、このとき阿閉も同行したことが『万葉集』から知られる。

勢能山を越ゆる時に、阿閉皇女の作らす歌

これやこの 大和にしては 我が恋ふる 紀路にありといふ
名に負ふ背の山

『万葉集』巻一一三十五

この歌は阿閉皇女が亡き夫、草壁皇子への想いを託したものである。このとき川嶋皇子も同行していることが一三四の左注から知られる(『日本書紀』の記事が引用)。川嶋皇子はこのとき三十四歳で、翌年、死去する。彼は天智天皇の皇子であるが、天武天皇十年(六八一)三月、帝紀と上古の諸事を記し定める際には忍壁皇子とともに中心的役割を果たし、また、大津皇子の謀反を告発するなど、天武と麿野(持統)にとつて忠実な皇親であつた。そのような川嶋皇子と阿閉皇女が持統即位の紀伊行幸に行動を共にしているということは、阿閉が政界における地位もかためはじめたことを意味すると考えられ。六八六年九月の天武天皇の崩御後、皇后称制を行っていた麿野は、六八九年四月に一人息子・草壁皇子を亡くした時点で、当時、まだ七歳であつた草壁の忘れ形見、孫・軽皇子への皇位継承を画策していたものと推測されます。即位前の阿閉に関して、もう一つ、注目すべきは、当時、内親王は経済的基盤をもっていたことである。

皇太妃宮舎人 請薬

□□□□□□ 右二品

これは皇太妃宮に勤務する舎人が薬を請求した木簡である。舎人は天皇・皇后・皇太子などの近習をつとめる下級の

役人であるが、阿閉は家政機関の主だったのである。

家政機関をもっていたのは阿閉だけではない。阿閉の同母姉・御名部内親王に闕しても「御名部内親王宮」木簡が出土しており、娘・氷高内親王についても同じことがいえる平城京跡の「二条大路木簡」と呼ばれる木簡群のなかに次のような木簡が見られる。

・備後国葦田郡葦田里

・氷高親王宮春税五斗

これは備後国葦田郡から氷高内親王に宛てた白米の荷札木簡である。元正天皇も、氷高内親王時代に経済基盤を確保していたことがわかる。

さらに、阿閉は皇太妃という地位にあったことが注目される。^②

・皇太妃宮職解 卿等給布廿端

・慶雲元年□□

この木簡は、皇太妃宮職の長官に布を支給したときに使われたものと考えられる。「解」は、下級官庁から上級官庁へ上申するときに用いる文書の様式であり、皇太妃宮職は、「皇

太妃」である阿閉皇女のために設けられた家政機関で、この木簡から慶雲元年（七〇四）に、解という文書の様式を用いた物品の請求が行われていたことがわかる。養老職員令に規定される中宮職は、天皇の嫡妻である皇后に関する事務を担当する機関であるが、皇太妃宮職も、それに類似する機関であったものと考えられる。「続日本紀」大宝元年七月壬辰条から、皇太妃に食封が賜与されたことが知られるほか、公武令平出条に天皇の母の身位が規定される。

阿閉の身位「皇太妃」については、夫・草壁皇子が皇太子であったのかどうか確認する必要がある。「日本書紀」武天皇十年二月甲子条「是日立草壁皇子尊為皇太子」は書紀編集の過程で追記・挿入された可能性があることから、亡き夫・草壁皇子は皇太子ではなかったという見方が一般的である。息子・軽皇子が文武天皇として即位したことから、大宝令制下では、阿閉は天皇の母として皇太妃の身位を得ることになったと考えるのが理にかなっていると思われる。そして、文武天皇即位の経緯については次に述べるが、十五歳で即位した少年天皇をフォローした持統太上天皇が大宝二年（七〇二）十二月に崩御した後、持統太上天皇の権能を、実質的には阿閉皇太妃が引き継いだのではないかと考えられる。これも次に述べるが、病床の文武天皇がたびたび母親に譲位の意思を示したということは、阿閉が政事に携わってい

たことを示唆すると考えられる。

(2) 元明天皇即位の詔について

慶雲四年（七〇七）六月二十四日、天皇（阿閉皇女）は東楼（藤原宮大極殿東楼）に出御して、八省の卿と五衛の督率らを召して、文武天皇の遺詔により、万機を撰る旨を告げた。そして七月十七日、大極殿で即位し、詔を発した。即位の宣命では彼女が皇位を継いだ事情も述べられる。『統日本紀』慶雲四年六月庚寅条は即位前のことであるから、皇太妃として「詔」を出した、いわば特例と考えられる。

『統日本紀』慶雲四年七月壬子条について。第一段では、持統天皇が草壁皇子の嫡子（文武天皇）に位を譲り、持統太上天皇と文武天皇が協力して天下を治めたこと、これは天智天皇が定めた「不改常典」の法を受けて行われることをいう。第二段は、前年十一月に文武天皇からの讓位の要請があり、それを固辞し続けたが、今年六月十五日（文武の死に臨んで）承諾したことをいう。第三段では、即位するからには、親王以下百官人は浄明な心をもって仕えるよう、忠誠を求める。親王・王臣の補佐があつてはじめて政事を平安に行うことができることを強調した。第四段では、即位に際して、大赦・賜物・復除（租税の免除）を行うことを命じた。

元明天皇即位の詔で問題視されるのが「不改常典」を持ち

出さなければ皇位継承の正当性を主張できなかったのではな
いか、その皇位継承とは、草壁―文武―聖武という直系男子
による継承を想定しているのではないかということである。
元明天皇即位の宣命では、「不改常典」という文言が二回出
てくるが、どちらも、天智天皇が定めた直系の皇位継承とい
う意味ではないと考える。天智天皇は元明天皇の父親である。
律令制の整備は天武・持統朝に着実にすすめられたが、その
基盤は天智朝までさかのぼる。八世紀における天智朝の評価
ともかわかることであるが、元明天皇が即位し、王臣貴族層
に忠誠を求めるにあたって、父・天智天皇を持ち出し、先例
にしたがつて皇位継承が行われていることを強調したものと
考えられる。

元明天皇即位が異例に見えるのは、息子から母への継承と
いう点である。このことも、日本国憲法の時代からみると不
自然であるというだけのことであつて、天皇である息子の遺
詔どおり母親が皇位に就いたのであるから、問題はない。む
しろ議論があつたのは持統から文武へという継承で、群臣の
間に反対意見があつた。

六九七年二月、十四歳の皇太子が誕生した。『懷風藻』葛
野王伝によれば、前年の高市皇子の没後、日嗣皇子について
議論が持ち上がったが、葛野王は、兄弟が継承するのは
紛争の種になるから子から孫へと相い承けるのが妥当という

発言をしている。葛野王伝の皇位に関する協議についてももう少し詳しくみてみると、持統天皇が日嗣すなわち皇位継承候補として孫・軽皇子（文武天皇）を考えていたが、群臣たちの議論がおさまらない状況のなかで、葛野王は、「わが国では神代以来、皇位は子・孫が相承し、踏襲してきた。もし、兄弟に譲るようなことがあれば、そのことが原因となって乱が起こることもあるでしょう。だから、聖なる日嗣は自然に定まります。これ以外の方法はありませんか」と発言した。これに対して弓削皇子が何か言おうとしたが、葛野王が叱ったので止めた、持統天皇は、この発言に大変喜んだと記される。

天武天皇の息子・弓削皇子の母親は、天智天皇の娘・大江皇女である。当時、弓削のほかにも、舎人、長、穗積、新田部、刑部という天武の息子たちがいた。舎人の母親・新田部皇女は天智の娘、長の母親は大江皇女である。ヤマト王権時代以来、これまでの皇位継承は嫡系にこだわるものではなく、兄から弟へというような相続が一般的であった。軽皇子の父親である草壁皇子は天皇ではなかったから、軽を次期天皇に推挙する道理はないのである。草壁皇子の嫡系への皇位継承にこだわったのは草壁の母・持統であったことは明らかである。

元明即位詔について、少し穿った見方をすれば、文武の即位（持統から文武への継承）と、持統太上天皇と文武天皇の共同統治を強調している点、すなわち持統から文武への継承

を正当化した点であろう。元明は天智のの皇女であるから血統では有資格者である。女帝の即位が規定された大宝令は追い風になっても反対意見を誘発するものとはならないと考えられる。

元明天皇の資質（人格）、統治能力については皇太妃宮職木簡を素材に述べたとおりであるが、養老五年（七二二）十二月七日、元明太上天皇の崩御したその日に固関が行われたことが注目される。三関とは東海道の鈴鹿関、東山道の不破関、北陸道の愛発関を指すが、これが固関の初めての例である。固関には、中央での政治不安が地方へ波及するのを防ぐ目的がある。つまり、都と東国・北陸とを結ぶ三つの道を閉鎖することで、反乱を起こした者が東国に逃れ、現地勢力と結託するのを防ごうとしたのである。

元明天皇即位は遺詔すなわち先帝の遺志を前面に出した形をとったが、すでに群臣たちの承認を得る条件は十分備わっていたのである。

（3）讓位と皇位継承

元明天皇から元正天皇への皇位継承についても中継ぎ論の是非を確認する必要がある。文武天皇崩御のとき七歳であった首皇子（のちの聖武天皇）へ確実に継承するためであったのかどうか、それが草壁嫡系継承を意味していたのかどうか

れる形で事を運ぶのがなによりも重要なことであった。元明にとつてもっとも安全で安心できる人物が氷高内親王と思われる。大宝令が施行され、女帝の子も皇位継承候補者となることは合法的な時代になった。もともと皇位継承候補者としてプールのいたのであるから、十分に帝王教育も施してきたと推測される。元明天皇の讓位詔のなかで、氷高内親王が早く祥符に叶っていたことが強調される。

元明天皇は讓位の準備として、まず、靈龜元年（七一五）正月、二品氷高内親王に一品を授けた。前年の和銅七年正月二十日に食封千戸を加えたのに続く措置である。そして二月、長屋王の室になっていた吉備内親王の子どもを皇孫とする勅を出した。長屋王は天武天皇の孫であるから、その子どもは三世王の扱いになるのであるが、吉備の子どもに限って二世王扱いをすることになる。彼らには有力な皇位継承候補者となる可能性が出てくる。元明天皇の思慮深さがうかがえるところである。

靈龜元年九月二日、元明天皇は位を氷高内親王に讓つた。「皇帝」の位を内親王に伝うと詔した。儀制令によれば「皇帝」は国の内外にあまねく告げる際に用いる天子の称号である。

元明天皇讓位の詔

詔して曰はく、乾道は天を統べ、文明是に曆を馭す。大な

る宝を位と曰ひ、震極、所以に尊に居り。（中略）朕、天下に君として臨み、黎元を撫育するに、上天の保休を蒙り、祖宗の遺慶に頼りて、海内晏靜にして、区夏安寧なり。然れども統統の志、夙夜に怠らず、翼翼の情、日に一日を慎みて、庶政に憂勞すること、茲に九載なり。今、精華漸く衰へて耄期斯に倦み、深く閑逸を求めて高く風雲を踏まむとす。累を積き塵を遺ること、脱屣に同じからむとす。因てこの神器を皇太子に讓らむとすれども、年齒幼く稚くして深宮を離れず、庶務多端にして一日に万機あり。一品氷高内親王は、早く祥符に叶ひ、夙に德音を彰せり。天の縦せる寛仁、沈靜婉孌にして、華夏載せ佇り、謳訟帰くところを知る。今、皇帝の位を内親王に伝ふ。公卿・百寮、悉く祇み奉りて、朕が意を称ふべし、と。

〔続日本紀〕靈龜元年九月庚辰条

すべての仕事から解放されたいという願望に偽りはないであろう。もし、孫の首皇子に位を譲ると、かつて持統がそうであったように、太上天皇として第一線に立ち続けなければならぬから、それは彼女の意に反することになる。元正天皇の治世下の事績には、元明天皇の事業を引き継いだものも多くみられる。讓位の詔でもっとも強調したかったのは三日の氷高の適性であろう。

以上、元明天皇即位を可能にしたのは王としてのトレーニングおよびその身位が群臣たちの承認を得るのに十分であったことによることを述べた。

二 元正天皇即位の経緯と在位中の出来事

奈良時代政治史のなかで元正天皇が注目されることは少ないが、太上天皇として活躍した時代を合わせると八世紀前半政治史の鍵となる人物である。彼女についても嫡系継承の中間論では説明できない点がいくつもある。

(1) 未婚の女帝

氷高内親王は元明天皇に讓位を告げられて儀礼的謙讓をした痕跡は見当たらない。元正天皇の即位は、周到に用意されたものだったと考えられる。

和銅七年正月己卯条に「二品氷高内親王に食封一千戸を益す」とある。この措置は、前に述べたように、元明天皇が氷高内親王への皇位を讓る準備をすすめたものと考えられるが、二品の位をもつ者の食封は、令の規定では三〇〇戸であるから、破格の待遇といえる。一品という最高位が与えられたのは、この翌年の靈龜元年正月のことである。元明天皇は二月には「三品吉備内親王の男女を、皆皇孫の例に入れたま

ふ」〔続日本紀〕靈龜元年二月丁丑条〕と勅した。この勅では吉備の夫である長屋王のことにはふれないが、長屋王と吉備内親王との間に生まれた子どもは、母親のもつ資格で皇孫とされた。もし、長屋王の変で吉備内親王と子どもたちが無念の死を余儀なくされるというような事件がなかったならば、女帝の子の資格で皇位継承候補にあげられる親王が輩出したかもしれないのである。

実は、元正天皇が即位したころ、皇位継承有資格者は意外と少なかった。

天武の皇子

草壁(662 - 689) 大津(663 - 686) 長(715) 弓削(715)

(699)

舍人(676 - 735) 新田部(735) 穗積(715) 高

市(654 - 696)

忍壁(705) 磯城()

天智の皇子

建(651 - 658) 川嶋(657 - 691) 施基(716)

大友(648 - 672)

持統朝で高市皇子がそうであったように、舍人、新田部の二皇子には皇親官僚としての役割が期待されていたから、文

武即位のころよりもさらに少なくなっていた。

元正天皇の資質について『続日本紀』元正天皇即位前紀に「日本根子高麗淨足姫天皇、天淳中原瀛真人天皇の孫、日並知皇子尊の皇女なり。天皇神識沈深にして、言必ず典礼あり」とあるように、心は沈着で思慮深く、言動は典礼（礼儀）にかなっていると特記された。彼女は唐風の政治・文化にも通じていた。三十六歳という年齢も、即位するのに適していた。王としてのトレーニング（帝王教育）については、彼女が皇位継承候補者としてプールされたことよって未婚であったと考えると説明がつく。未婚というよりは非婚・不婚と言ふべきであるが、このことについて彼女自身がどう受け止めていたのかは拙著で述べた。また、経済基盤についても「氷高親王宮」木簡（平城京跡二条大路木簡）が出土していることから、元明天皇と同様、家政機関を経営する力量を備えていたことがわかる。

(2) 元正天皇の事績

元正天皇は元明朝のいくつかの未完の事業を継承した。代表的なものとして『古事記』、『日本書紀』があげられる。養老四年（七二〇）、舍人親王が勅命を受けて撰修していた『日本紀』が完成し、元正天皇に奏上された（紀（編年体）三十巻と系図一卷）。『日本書紀』は、当時は『日本紀』と呼ばれ

ていた。

編纂事業が始まってから四〇年ほどの歳月が経っている。天武天皇十年（六八一）、天智天皇の子・川嶋皇子と天武天皇の子・忍壁皇子を中心にして十二人のメンバーからなる歴史書編纂事業が開始され、それまで歴史書をもたなかったわが国は、中国歴代王朝に倣って歴史書をまとめることが、国家の体裁を保つ上でも、現王権の正当性を主張する上でも必須となっていたのである。元明天皇の時代に完成した『古事記』編纂では「帝紀」を撰び記し「旧辞」を検討したというのに対し、『日本紀』では「帝紀」と「上古諸事」を記し定めたとされる。『日本紀』には持統天皇までの歴史が記される。

次に、秋田にもかかわることであるが、出羽国の設置も女帝二代にわたる。和銅五年（七一三）に設置された出羽国の経営が軌道に乗るまで数年かかった。国としての体裁を保つためには一定の人口と面積が必要である。出羽には北陸・東海・東山道諸国から八〇〇戸以上もの柵戸を移住させ、陸奥国から最上・置賜二郡を移管した。『続日本紀』には最上・置賜二郡の移管の記事が和銅五年十月丁酉条と靈龜二年九月乙未条の二回見られる。しかし、これは記事の重複ではなく、二郡の分割命令が出されたがすぐには実施できず、靈龜元年（七一五）五月に陸奥国へ一〇〇〇戸という大量の人々を移住させ、陸奥側の領域拡大の見通しが立ったので、翌二年九

月に実施されたと解釈すべきであると考えられる。和銅元年（七〇八）に越後国の北端に出た地域に郡を建てるところから始まった北日本日本海側の支配拡大策は、出羽に全国から民を強制移住させ、隣国の陸奥国から郡を割いてつけることで、ようやく国としての安定した状態になったのである。出羽国は元明・元正女帝二代によって造られた国といえる。この国がのちに、わが国の北方外交の拠点として重要な役割を果たすことになる。

元正の統治能力に関して、在位期間中の特筆すべき事績を二つあげておきたい。ひとつめは太政官奏に修正を命じたことである。

養老五年（七二二）六月に四項目からなる太政官奏が出された。二項目から四項目までは官奏のとおり裁可されたが、第一項に対しては、天皇は太政官が出してきた案に修正を命じ、按察使の禄を倍にした。

『統日本紀』養老五年六月乙酉条

太政官奏して言さく、国郡の官人、黎元を漁獵りて、朝憲を擾乱せり。故に按察使を置き、非違を糺弾し、奸しき詐りを肅清む。既に官位を定め、料禄有るべし。請はくは、按察使を正五位の官に准へ、禄并せて公麻田六町、仕丁五人を賜はむことを。記事は、正七位官に准へ、禄并せて公麻田二町、

仕丁二人。並に調の物を折り留め、便ち給はむ、と。詔して曰はく、朕が股肱、民の父母は独り按察に在り。寄重く務繁きこと、群臣と異なり。禄一倍を加へて、便ち当土の物を准へ度してこれに給へ、とのたまふ。（下略）

按察使は養老三年七月、地方行政監察のために設けられた官職である。一国の国守（国の長官）を按察使に任命し、近隣の数カ国を管轄させるというものである。按察使については、養老元年三月に派遣された遣唐使が翌二年十月帰朝し、当時、唐において効果が著しいと評価されていた按察使制をわが国でも、早速、実施したものと考えられる。遣唐押使・多治比真人県守、大使・大伴宿禰山守、副使・藤原朝臣宇合の三人がそろって按察使に任命されている。和銅五年に巡察使の制度を強化したにもかかわらず、なお、国郡司の職務怠慢や不正に悩まされていた政府は、唐では非常に効果のあったという按察使制に大きな期待をもった。

もうひとつは、藤原氏とかわる政界の調整である。元正天皇が即位した時点では、和銅元年態勢が維持されていた（左大臣・石川麻呂、右大臣・藤原不比等、中納言・阿倍宿奈麻呂、巨勢麻呂）。ところが、霊龜三年（養老元）（七一七）十月、藤原不比等の第二子・房前が朝政に参議することになり、藤原氏から右大臣と参議が出たことで、一族一議政官の原

則が崩れた。養老二年（七一八）三月には、大納言・長屋王、安倍宿奈麻呂、中納言・多治比池守、巨勢祖父、大伴旅人と
いう人事が行われた。元明天皇も元正天皇も不比等の政治力
を頼らなければ新たな時代の支配体制の整備はできないこと
は十分に認識しつつも、新興貴族・藤原氏と伝統ある貴族そ
して皇族のバランスを欠くことで生ずる政府首脳部混乱のり
スクも懸念していたものと思われる。不比等の子どものうち、

四人の男子、武智麻呂・房前・宇合・麻呂は元正天皇即位の
ころにはすべて成人していた。彼らにもしかるべき地位をあ
たえなければならぬし、養老二年（七一八）には首皇子と
光明子との間に最初の子、阿倍内親王（のちの孝謙・称徳天皇）
が生まれ、藤原氏とは血縁関係も絡んで、いよいよ複雑な関
係になってきた。そのようななかで養老四年（七二〇）八月
一日、不比等は重病におちいり、八月三日、薨去する。元正
天皇は深く悼み惜しみ、この日は政務につかず、哀悼の意を
表し、一般の群臣と異なる儀礼を施した。同年十月二十三日
には、大納言・長屋王と中納言・大伴旅人を遣わして詔を述
べ、太政大臣正一位を贈った。しかし、不比等没後の人事に
おける元正天皇の決断は早かった。不比等の死の翌日、知太
政官事に舍人親王を任命し、新田部親王を知五衛及授刀舍人
事とした。政界に大きな影響力のあった不比等没後の不測の
事態に対処するためとも考えられるが、皇親の抜擢ともとれ

る。皇親勢力の中心には長屋王がいたであろうことは言うま
でもないが、元正天皇そして元明太上天皇の決断なしには実
現しないことである。

（3）ミオヤ―ワガコの皇統系譜

養老七年（七二三）九月、左京から両眼が赤い白亀が献
上、十月二十三日に白亀出現を喜ぶ詔が出された。翌養老八
年（七二四）二月四日、神亀と改元、同日、元正天皇は首皇
子に位を譲った。元正天皇即位のころ皇位継承有資格者の人
数が少なかったことは前に述べたとおりであるが、元正が首
皇子（聖武）への継承を行うにあたって、首を「ワガコ」と
する切り札を出した。首皇子の生母が藤原宮子であることは
誰もが知っていることであるが、それにもかかわらず、あえ
て皇統譜上のオヤコ関係をつくったのである。聖武天皇即位
と神亀改元の詔のなかに「天日嗣高御座食国天下の業を、吾
が子みまし王に、授け賜ひ譲り賜ふ」という元正天皇の言葉
が記される。天平元年（七二九）八月の勅に「我が児我が王」と
あり、天平十五年（七四三）五月の宣命には「現神と御大
八洲我子天皇の掛け幕も畏き天皇が朝廷」とある。神護景雲
三年（七六九）十月、称徳天皇は詔のなかで元正の遺言を引
いているが、聖武天皇を「朕が子天皇」と称していたことが
わかる。聖武は元正の子という位置づけになっていたのでは

る。

聖武天皇の生母は藤原不比等の娘・宮子で皇族ではない。穿った見方をすれば、形を整えるための祥瑞出現だけでは十分ではなく、聖武天皇が皇位継承するのにもっともふさわしい人物であることを周囲に納得させる根拠として「ミオヤーワガコ」の皇統譜をつくりあげたものと考えられる。

ワガコ（聖武）が元正の子であるとすれば、聖武を文武嫡系と位置づけるのか女帝の子と位置づけるのか、慎重に考えなければならぬところであるが、文武天皇在位中に嫡系男子への皇位継承のルールが定まっていたのであれば元明・元正は中継ぎということになり、元正は皇位継承に苦心しなくてもよかったと考えられる。

以上、わが国ではじめての未婚（非婚・不婚）の女帝・元正への皇位継承は男帝嫡系継承の中継ぎではないことを述べた。

三 天平時代の元正太上天皇

奈良時代政治史のなかで元正太上天皇にスポットが当てられることは多くはない。それは元正太上天皇の活動に関する資料が少ないことによると思われるが、元正の王の統治能力を判断するためには生涯にわたって政蹟を確認する必要がある。

ある。

まず、いわゆる長屋王の変の際、元正太上天皇はどのような立ち位置にいたのかということが、きわめて素朴な疑問として浮かんでくる。

長屋王は神亀の新政権発足で左大臣として政界のトップにあり、皇親勢力を代表する立場でもあった。「長屋親王宮」と書かれた木簡も出土している。聖武天皇と光明子の間に生まれた某王亡き後、当時、聖武天皇の皇位継承候補者となる人物としては、聖武の皇子・安積親王のほか、長屋王あるいは長屋王の子どもたちの可能性も想定されていたものと考えられる。前に述べたが、長屋王と吉備内親王の間に生まれた子どもは親王扱いとすることが、元明天皇在位中に決まっていた。

長屋親王宮匏大贄十編

（一九八六年から国立奈良文化財研究所が調査を実施、

一九八八年に発見された）

匏一〇編の荷に付けられていた荷札

神亀六年（七二九）二月、元正太上天皇は、たった一人の肉親である妹・吉備の無念の死に遭遇することになる。いわゆる長屋王の変であるが、実に不可解な事件であった。その

経緯をおつてみよう。

二月十日

漆部君足と中臣宮処東人から、長屋王が左道(呪術)を学び、密かに国家を傾けようとしているという密告があつた。その夜、使いを遣わして三関(鈴鹿・不破・愛発)を固めた。そして、式部卿・藤原宇合らが六衛府の兵を率いて長屋王邸を囲んだ。

十一日

舎人親王、新田部親王、大納言・多治比池守、中納言・藤原武智麻呂らが長屋王邸に赴き、罪を糾弾。

十二日

長屋王は妃・吉備内親王、子・膳夫王・桑田王・葛木王・鉤取王とともに自殺した。桑田王の母親は石川虫丸である。

十三日

長屋王と吉備内親王は生駒山に埋葬される。この日、「吉備は罪がないので、葬礼を行うよう、家令や帳内(召使い)は放免、長屋王も罪人ではあるが、葬礼を醜くすることのないように」という勅が出された。

十八日

長屋王の兄弟・姉妹・子孫に連座の罪が及ばないようにという勅が出された。

長屋王は本当に謀反を企てたのか。吉備内親王と子どもたちと一家心中をはかったのか。六人は殺害されたのではないか。十三日に聖武天皇が出した勅も矛盾だらけである。元正太上天皇の妹・吉備内親王はともかく、国家転覆を謀った罪人の葬送を醜くすることがないようにという。

聖武天皇が出した不可解な勅は、事件の真相を物語っている。十年後、長屋王の無実があかされた。天平十年(七三八)七月十日、左兵庫少属・大伴宿禰子虫が右兵庫頭・中臣宮処連東人を斬り殺すという事件が起きたが、囀若をしていき、気のゆるみからか、東人は、かつて長屋王に仕え手厚い待遇を受けていた子虫に、自分が長屋王を誣告したことを漏らしてしまったのである。子虫はひどく憤り、東人を罵り、斬り殺してしまった。この事件の顛末が政府編纂の歴史書『続日本紀』に記されることから、長屋王の無実が後世に伝えられることになったのである。

長屋王の変については多くの先行研究があるが、元正が妹の悲劇を目の当たりにしながら何もできなかったのは、この事件の調査に二月十一日のメンバー舎人親王以下がかかわっていたからではないかと考えると、説明がつく。太上天皇としては泰然と振る舞うしかなかったと思われる。

さて、元正太上天皇と聖武天皇は、ミオヤーワガコ関係を保ち続けていたようである。また、持統と文武、元明と元正

のときは時期も政情も異なるが、太上天皇と天皇の共同統治によって国が治められた事例が確認できる。

天平十二年（七四〇）に聖武天皇は東国へ行幸するが、伊勢湾岸を北上、美濃、近江に入ったところで十二月、突然恭仁京に遷都する方針を打ち出す。翌七四一年には新都・大養徳恭仁大宮の造営が行われる。この後の遷都計画が少々複雑で、七四二年には甲賀郡紫香楽宮に行幸を繰り返し、七四三年十月に盧舎那大仏造願の詔が出され、十二月には恭仁京造営工事は中止される。天平十六年（七四四）閏一月一日、官人たちを朝堂に集めて、恭仁と難波のどちらを都とすべきかを問い、恭仁を希望する者が多かったにもかかわらず十一日、聖武は難波宮への行幸に出発した。二月には難波京を皇都とするが、この皇都宣言が出される前に、聖武は紫香楽宮に移ってしまう。二月二十日、大極殿の中央に設けられる天皇の椅子である高御座と、大嘗宮の門にたてる大楯が恭仁宮から難波宮に運ばれ、恭仁京の人々の難波移住も許可した。ところが、聖武天皇は高御座が届いた直後の二十五日、紫香楽の行幸に出発し、難波を留守にしたのである。二十七日、元正太上天皇と橘諸兄は難波に留まり、左大臣の諸兄が、難波宮をもつて皇都とするという勅を読んだ。難波宮が首都であることを宣言した勅である。この勅を出したのは誰か、聖武天皇か元正太上天皇かということが問題であるが、仮に聖武天皇

であったとしても、天皇は難波を離れているのであるから、左大臣とともに元正太上天皇が難波宮にとどまっていることには意味がある。難波宮では三月十一日、石上・榎井の二氏が大楯と槍が中と外の門に樹てた。遷都を表す儀式である。天皇不在の皇都を太上天皇が治めたということになる。太上天皇は七月に智努離宮に、十月に玆努と竹原井離宮に行幸します。十月の行幸では郡司・百姓への叙位・賜祿がなされた。太上天皇と天皇の関係に関して、恭仁宮に移転した大極殿で初めての朝賀が行われた天平十五年（七四三）の出来事も注目される。

五月五日、内裏で宴が行われ、皇太子・阿倍内親王が五節を舞い、元正太上天皇に奉献した。五節の舞とは、雑令に定められた七つの節日のうち、元日（一月一日）、白馬（一月七日）、踏歌（一月十六日）、端午（五月五日）、豊明（十一月新嘗祭）に行われる舞のことで、『続日本紀』天平十五年五月癸卯条に元正と聖武の間に交わされた詔が載せられる。

聖武天皇は、天武天皇が「礼と楽」で天下を治めるために始めたという舞の由来を述べ、自分もそれを受け継ぎ皇太子（阿倍内親王）に習わせ、それを元正太上天皇に奉献する旨を述べる。これに対して元正太上天皇は、天武天皇が創った舞を国の宝として皇太子に舞わせるのを見ると、天下の法は絶えることがないように思われると言い、これは

遊びではなく「君臣祖子の理」を百官に教えるものである
と言う。

この宣命の応答から、当時、元正太上天皇が政界に厳然たる力をもっていたことがわかる。そして、天武天皇が掲げた政治思想を持ち続けることを強く望んでいたことがうかがえる。天平の時代の政界は元正天皇在位中とは違う様相を呈してきたが、そのようななかで、彼女は群臣たちに対して、為政者のあるべき姿を訓辞しているのである。

元正太上天皇は平城に遷都してからも属の役割を果たしたものと思われる。天平十八年（七四六）正月、平城京に地面に積もるほどの大雪が降ったとき、左大臣の橘諸兄は大納言・藤原豊成以下の諸王臣を率いて元正太上天皇の御所（中宮の西院）に参入し、雪を掃った。そのとき正殿で催された宴で、元正太上天皇は、この雪を題にして歌を詠むよう命じ、諸兄は太上天皇に仕える気持ちに歌にした。

降る雪の 白髪までに 大君に 仕えまつれば 貴くもあ
るか

『万葉集』巻十七 三九二二

政界の水面下での抗争はあったとしても、元正太上天皇の

御前では、左大臣の地位にある橘諸兄が藤原豊成以下の諸王臣を率いるという形が整えられていた。元正の存在感がいかに大きいものであったのがわかる。

以上、元正天皇は神亀元年（七〇二）に聖武天皇に譲位してから崩御まで二十四年間、太上天皇として政界に影響力をもったことを述べた。

むすびにかえて 古代国家・社会と女性・女帝

古代の六人八代のなかで元明、元正の二女帝について、その皇位継承は中継ぎ論では説明し難いことを明らかにしてきた。大宝令では女帝の即位と女帝の子の即位を認めており、この二女帝の即位を合法的にしたと考え、本稿のタイトルとしたが、女帝輩出の社会的背景として、古代国家・社会は男女平等でなかったが、女性を排除しないという点にも注目したい。内親王が家政機関の主となっていたこともそのひとつである。元正天皇として即位した氷高内親王は未婚（非婚、不婚）であったが、彼女の生いたちをたどるとき、祖母・持統、母・阿閉（元明）というロールモデルをはじめ、古代政界における女性の多様な生き方に目を移さざるをえないのである。

王権論の成果がめざましいなかで、女帝中継ぎ論だけでは説明できない実態があることから、本稿では古代国家・社会と女性・女帝という視座から女帝への皇位継承を再論するという課題を提示した。

本稿は二〇一六年一〇月一日、秋田大学で開催された二〇一六年度東北史学会・秋大史学会公開講演の内容に基づいたものである。

注

- (1) 青木和夫「奈良の都」(中央公論社 一九六五年)、荒木敏夫「可能性としての女帝」(青木書店 一九九九年)、「日本古代王権の研究」(吉川弘文館 二〇〇六年)、上田正昭「日本の女帝」(講談社 一九七一年)、井上光貞「古代の女帝」(『日本古代国家の研究』岩波書店 一九六五年)、井上亘「日本古代の天皇と祭儀」(吉川弘文館 一九九八年)、遠藤みどり「日本古代の女帝と讓位」(槧書房 二〇一五年)、坂上康俊 シリーズ日本古代史④「平城京の時代」(岩波書店二〇一一年)、柴原永遠男「天平の時代」(集英社 一九九一年)、佐藤宗諱「元正天皇論」(『古代文化』三〇一—一九七八年)、佐藤長門「日本古代王権の構造と展開」(吉川弘文館 二〇〇九年)、瀧浪貞子「最後の女帝 孝謙

- 天皇」(吉川弘文館 一九九八年)、東野治之「元正天皇と赤漆文観木厨子」(『日本古代史料学』(岩波書店二〇〇五年 初出 一九九八年)、遠山美都夫「古代日本の女帝とキサキ」(角川書店 二〇〇五年)、南部舜「女帝と直系皇位継承」(『日本歴史』二八二 一九七一年)、仁藤敦史「古代女帝の成立」(『国立歴史民族博物館研究報告』一〇八 二〇〇三年)、「女帝の世紀」(角川書店 二〇〇六年)、春名宏明「皇太妃阿閉皇女について」(『日本歴史』五一—四 一九九一年)、水谷千秋「女帝と讓位の古代史」(『文藝春秋』二〇〇三年)、義江明子「古代女帝論の過去と現在」(『天皇と王権を考える』七 岩波書店 二〇〇二年)、義江明子「元明天皇と奈良初期の皇位継承」(高岡市萬葉歴史館叢書二一「万葉の女性歌人」二〇〇九年)、横田健一「古代王権と女性たち」(吉川弘文館 一九九四年)、吉川敏子「女帝と皇位継承」(『史聚』四一 二〇〇八年)など。なお、以下、本稿での引用はとくにことわらない。
- (2) 市大樹「藤原京跡左京七条一坊出土の衛門府木簡群」(『奈良文化財研究所紀要2004』(奈良文化財研究所 二〇〇四年)
- (3) 岸俊男 「元明太上天皇の崩御」(『日本古代政治史研究』(槧書房 一九六六年)
- (4) 渡部育子「元明天皇・元正天皇」(ミネルヴァ書房 二〇一〇年)
- (5) 寺崎保広「長屋王」(吉川弘文館 一九九九年)